

第9章

ブラジル・ペルーの日系人児童生徒に対する 母国の教育の現状と意義

— 通信教育と母語教育を中心として —

村 田 翼 夫

ブラジル・ペルーの日系人児童生徒に対する 母国の教育の現状と意義

— 通信教育と母語教育を中心として —

筑波大学

村田翼夫

はじめに

近年、ブラジル・ペルーの日系人児童生徒で、帰国後、母国における学校や地域の生活に不適応を起こし困っているケースが多く見受けられる。この問題に対応するため、日本において母語や母国の学校教育カリキュラムに対応した教科教育などの母国の教育を提供する通信教育プログラムや母語教育機関、各種学校等が設立されるようになった。具体的には、ペルーの「ラ・ユニオン」通信教育プログラム、ブラジルの「セテバン」通信教育プログラム、各種学校である「ピタゴラス太田校」、「浜松ブラジル人学校」および主にポルトガル語を教える託児所などである。これらの教育機関の実態を検討し、日系人児童生徒の再適応問題に関わる意義を考察してみた。ペルーとブラジルの通信教育に関しては、現地と日本において、また、各種学校と託児所に関しては静岡県浜松市と群馬県太田市において実態調査を行った。

なお、ここでいう母国の教育というのは、ブラジルやペルーで公けに実施されているものと同種の教育、及び母国の教育適応に役立つ教育（母語教育など）を指している。

1. ペルーの通信教育プログラム

(1) 主体と理念、目的

ペルーでは、ラ・ユニオン（La Union）と呼ばれる教育機関協同組合（CEGECOOP）が発起人となり、1994年3月に通信教育を発足させた。協同組合は、保護者、労働者、学生、機関が協調して教育プロセスへの参加を保証し、教育を増進させようとするものである。このラ・ユニオン協同組合は、日系の私立学校「ラ・ユニオン校」の設立・運営に協力している協同組合である。

家庭の貧困、親の仕事の手伝い、国内の特定地域または外国（特に日本）に滞在しているなどの理由から、ペルーにおける正規の初等、中等教育を受けられずそれを修了することが出来ない子どもや青年が存在する。そういう青少年に正規の学校教育ではないが、修了証書を取得できる組織的な補習教育を通信教育の形で提供するのが、この組合による通信教育プログラムである。同プログラムは、「Programa de Educacion a Distancia 'La Union'」と呼ばれ、略してPEADと称している。

通信教育の法的根拠をみると、まず、ペルーの憲法第15条に「すべての自然人あるいは法人は、法律に従って教育機関を開設し、運営する権利と教育機関の所有権を譲渡する権利を持つ。」と規定されている。通信教育に関しては、一般教育法（政令23384号）の79条は「通信教育は教育省によって展開されている。また、公的機関、民間機関も之を行う。」と規定し、81条で「教育省によって定められた基準に従って行われる通信教育を通じたフォーマル教育は、公的効力を持つ。」とされる。

(2) 内容・方法

通信教育機関「ラ・ユニオン」は、1994年3月に教育省によって公式に認められ、非正規の教育機関として初等・中等教育レベルのプログラムを提供し修了証書も発行する。その通信教育プログラムの特徴として、①組織的に教育を提供し、定期的な評価を行う。②教材として印刷物や視聴覚教材を使用する。③地域の特色に対応し、通信手段を活用した正式なカリキュラムを開設する。④定期的に通信教授と受講者の間で連携を取る。⑤通信教育の問題作成、評価などは「ラ・ユニオン」の教員、管理スタッフ、有資格専門家が協力する。施設設備は、「ラ・ユニオン」の教室、作業場、図書館、ビデオ資料館、設備などを使用することなどが挙げられる。その目的は次の通りである。①フォーマル教育、ノンフォーマル教育の範囲を広げる。②ペルーの教育システムの活動を補足する。③文化的活動を支援する。④様々な理由から学習を放棄した人々に学習の機会を提供する。⑤日本に移民したペルー人の子どもや青年に対し、ペルーの歴史、地理、言語などの教科を通じてペルー文化を保持させることである。¹⁾

「ラ・ユニオン」の通信教育プログラムで得た学業の成果は、正規の学校教育と同様な公的効力を有する。同プログラムを履修するために受講生は、通信教育プログラム「ラ・ユニオン」に登録しなければならない。登録は各月26日から翌月の25日の期間に行われる。各月の1日から5日の間に教材が配布され、2ヶ月毎の学期が開始される。通信教育が始まると、教材を活用しながら自宅学習を行うが、それ以外に学校教育活動へ定期的に参加することが求められる。また、学習内容に理解できない点があれば、相談用紙に記入して本部に送付し、回答してもらうことができる。²⁾

教科は、小学1~4年生は、スペイン語、算数、自然とコミュニティ、小学5~6年生は、スペイン語、数学、理科、社会科である。中等学校レベルでは、中学1年生は、スペイン語、数学、理科、歴史・地理、中学2~3年生および5年生は、スペイン語、数学、理科、ペルーと世界の地理、世界とペルーの歴史、中学4年生にはペルーと世界の地理はなく、他は2~3年生と同じ内容となっている。

配布されるテキストの内容は、学習単位で分けられ自己評価しやすくなっている。各教科につき2ヶ月の学習に相当する通信テキスト1冊または分冊が配布される。学年毎の各教科の進度は、受講生の学習到達の速度に従うが、8ヶ月以下となることはない。テキストの最初のページに、教育省の許可証の写し、学年単位の内容の要約、学習と評価のための一般的指導が記入されており、最後の部分には練習問題が入っている。

試験は年に4回（中間テスト2回、期末テスト2回）行われるが、各受講生が自宅で自分で行う。試験は教科別の筆記試験のみである。試験問題の作成・採点は、通信教育プログラムの教員が行う。これらの試験以外に、宿題、レポート、定期的な練習問題も評価の対象となる。各受講生の評価は、20段階に分けて行われる。各受講生は、1冊の個人ファイルを持ち、そこに中間、期末テストの成績、練習問題結果、意見書などを保管する。その中にある特別カードには、進歩と評価の情報が記入される。³⁾

同プログラムの管理のために「ラ・ユニオン」では受講生に関するすべての情報を保管している。それらの情報には、登録名簿、教材（テキスト、相談用紙、練習問題など）配布の記録、中間・期末テスト成績の記録、学費支払いの記録、統計記録、業務の年次計画などが含まれる。

受講費は1学期で15,000円、1年は2学期なので年額は3万円である。テキスト代は1年50,000円となっている。⁴⁾

(3) 受講生

1994年以来の通信生数は、及び脱落者数は表1の通りである。開設年の1994年に274人であったが、徐々に増え1998年には615人となった。1999年の361人は半年分である。脱落者が、毎年15%~19%いたこと

がわかる。

1998年～1999年の学年別及び男女別の受講生数を表2に示した。男女別では余り変わらないが、中等レベルでは女子の方が男子より若干多くなっている。学年別では、小学1年生が最も多かった。中等レベルの学年も5年生を除き比較的多い。同じ1998年～1999年における県別受講者数は表3の通りである。静岡県、愛知県、神奈川県、栃木県、埼玉県などペルーアジア居住者の多い県に受講生も多いことが理解される。⁵⁾

表1 PEAD通信教育の受講者数と脱落者数

年 度	受講者数	脱 落 者 数	
		人 数	%
1994年	274(人)	51(人)	18.6
1995年	423	65	15.4
1996年	475	71	14.9
1997年	590	92	15.6
1998年	615	106	17.2
1999年	361	—	—
(半年)			

表2 学年別受講生数、初等レベル、1998～1999年

学 年	年 齡	男 子	女 子	計
1年生	5～13	51(人)	52(人)	103(人)
2年生	6～13	30	32	62
3年生	7～14	40	25	65
4年生	8～15	38	36	74
5年生	9～14	40	35	75
6年生	10～15	30	47	73
計		229	223	452

学年別受講者数、中等レベル、1998～1999年

学 年	年 齡	男 子	女 子	計
1年生	5～13	51(人)	52(人)	103(人)
1年生	11～31	45	42	87
2年生	12～28	38	37	75
3年生	13～22	39	47	86
4年生	14～26	36	41	77
5年生	15～23	24	39	63
計		182	206	388

表3 PEAD 通信教育の県別受講者数、1998~1999年

静岡県	112	三重県	27	奈良県	7	愛媛県	1
愛知県	111	長野県	26	岡山県	6	熊本県	1
神奈川県	85	滋賀県	24	山口県	6	山形県	1
栃木県	84	岐阜県	18	広島県	5	沖縄県	1
埼玉県	78	山梨県	14	福井県	4	鹿児島県	1
千葉県	50	香川県	12	京都府	4		
群馬県	48	大阪府	10	石川県	2	計	830(人)
茨城県	39	兵庫県	9	新潟県	1		
東京都	34	福島県	7	宮城県	1		
						ペルー	6
						EEUU	2
						バラグアイ	2
						計	840(人)

2. ブラジルの通信教育「セテバン」

(1) 創設と発展

パンディ・ランテ・デ・サンパウロ大学の教官であったカルロス・スヌム・シノダ教授が中心になって、国外での通信教育プロジェクトを構想し、1994年9月にブラジリア州教育委員会と相談し、同委員会委員長のカルロス・F・M・ソウザ博士からセテブ (CETEB=CENTRO DE ENSINO TECNOLOGICO DE BRASILIA, ブラジリア技術教育センター) のプロジェクトに賛同する旨が伝えられた。1995年5月にはセテブとパンディ・ランテ・デ・サンパウロ大学 (UNIBAN=Universidade Banderante De Sao Paulo) の間で日本の中・高等学校レベルの通信教育プロジェクトの組織が結成され、プロジェクト名を「セテバン」と称することになった。⁶⁾

1995年7月にセテバンに最初の生徒が入学した。同年7月には東京渋谷、8月には群馬県伊勢崎市、9月に静岡県浜松市、東京市ヶ谷、12月に愛知県名古屋市で最初の試験が行われた。同年10月にセテバンの本部を新宿に開設し、1996年2月には通信教育を受けた生徒が帰国後も継続して学習できるようにサンパウロ市にサポートセンターを設立した。1996年2月にセテバン第1回卒業式を行い、3名の生徒に卒業証書が授与された。その後、1996年7月に第2回卒業式 (19人)、1997年2月に第3回卒業式 (32人)、1997年7月に第4回卒業式 (29人) と続き、2000年3月には第9回卒業式を行い89人の卒業生を出した。卒業生の中からは、ブラジルのサンパウロ大学、ウネスピ大学、マッケンシー大学、日本の三重短期大学、神田外国語大学、アメリカユタ州のバイハーンヤング大学などへ合格する生徒も現れている。⁷⁾

(2) 目的、コース、内容・方法

「セテバン」の目的は、ブラジルの初等・中等学校において、日本に滞在したことから進級試験の不合格になるケースが多いこと、日本に滞在して帰国した後ブラジルの学校教育や市民生活に不適応を起こす生徒がいることを考慮して、日本にいる子どもや青年ブラジルへ帰国後学校や生活に円滑に適応できるよう日本においてブラジルの教育を受けることが出来るようにすることである。創設者であるカルロス・シノダ教授は、「セテバンを開設した当初、この目的を一般父兄に理解してもらえず、営利が目的ではないか、

また卒業資格が「ブラジルで認めてもらえないのではないかと信用してもらえなかった点がつらかった」と述べている。

プロジェクト・セタバンには2つのコースがある。1つは、第1レベルで、小・中学校第5～第8学年の義務教育の内容を提供するものである。満15歳以上の青少年が対象となる。他は、第2レベルで、3年間の高等学校第9～第11学年の教育内容を満18歳の青少年を対象に勉強させる。修学期間は、受講生の学習ペースによって異なるが、第1レベルは、普通は1年から1年半であるが、中には1年以内の短い期間のケースや、4～5年の長いケースもみられる。第2レベルでは、教科内容が難しくなり、勤務している青少年もいることから、多少長く1年半から2年要するのが普通である。短いケースは8ヶ月、長期のケースは3年・5年のものもあった。

第1レベルにおける教科には、ポルトガル語、数学、歴史、地理、物理、生物、図工、学習方法論の7教科がある。学習方法論は、通信教育の勉強の仕方を教える教科である。教材部数は、ポルトガル語と数学が12、歴史、地理、物理、生物が各10、図工は2、学習方法論は4である。第2レベルでは、第1レベルのものに英語と化学の2教科が増えて10教科となる。⁸⁾

学習方法は、配布される各教科の教材に基づいて、自学自習を行うものである。教材は、個人差に応じて学習できるように工夫されている。各教科の終わりの箇所にテストが用意されており、自分でテスト受け自己採点できるようになっている。さらに、各学習教材を終わる際に、許可された指導員の指示に従い、学習プログラムに沿った試験が行われ、試験の正解率が70%以上であれば単位が取得できる。その試験は、全国12ヶ所の試験会場で行われる。

(3) 受講生数

表4にみると、1999年7月における受講生数は、500人であり、第1レベルが209人、第2レベルが291人であった。地域別にみると、東海地域が最も多く225人（静岡県87人、三重県80人、愛知県38人、岐阜県20人）、次いで関東地域が176人（神奈川県41人、茨城県34人、埼玉県27人、群馬県22人など）、以下、近畿37人、信越36人、北陸10人、中国7人、東北5人、四国2人であった。⁹⁾

表4 1999年7月での生徒数

東北	5名	関東	176(名)
山形県	1名	群馬県	22(名)
宮城県	4	栃木県	22
信越	36	茨城県	34
長野県	36	千葉県	8
北陸	10	埼玉県	27
富山県	3	東京都	15
石川県	2	神奈川県	41
福井県	5	山梨県	7
近畿	37	東海	225
滋賀県	14	静岡県	87
大阪府	17	愛知県	38
兵庫県	5	岐阜県	20
京都府	1	三重県	80

四国	2(名)	中国	7(名)
愛媛県	1(名)	広島県	5(名)
徳島県	1	岡山県	1
		山口県	1

卒業生総数

卒業式	第一レベル	第二レベル	合計
第一回	2(名)	1(名)	3(名)
第二回	7	12	19
第三回	15	17	32
第四回	16	14	30
第五回	30	20	50
第六回	22	24	46
第七回	30	30	60
第八回	25	32	57
第九回	42	47	89
合計	189	197	386

卒業生は、前述の通り、1995年から出始めているが、2000年3月の第9回卒業式までに総数386人に達した。その内、第1レベルは189人、第2レベルは197人ではほぼ半々であった。¹⁰⁾

(4) 受講の理由

日本で労働者として勤務するブラジル人の増加に伴い、在日ブラジル人の子どもも増える傾向にある。6歳から14歳の小中学校担当年齢で在日ブラジル人の子ども達は、約15,000人といわれるが、そのうち、日本の公立小中学校に通学している児童生徒は1998年7月に7,438人であった。¹¹⁾ 従って約半分の子ども達は日本の学校に在籍しているのである。こうした状況の下でブラジル人の青少年が通信教育を受講する理由を考察してみる。

日本の学校ではポルトガル語やブラジルの教育内容（特に歴史や地理）を教育しないので、日本の学校へ就学していくにはそれらの教科がわからなくなり、帰国後に後れを取ってしまうことになる。これが第1の理由である。それと関連して、帰国後ブラジルの学校へ入学する時は、進級のための試験があり、それによい成績を示せないと年齢に相当する学年に進級することが出来なくなってしまう。しかも、ブラジルでは一般的に就職条件がきびしくなり、その高学歴化が進んでいると言われる。¹²⁾ 最低中学校卒業者でなければ就職は難しい。優良企業となれば高学歴者でないと雇用してもらえない状況である。このように帰国後の学校教育、就職条件などを考慮してブラジル教育・雇用への適用を考えるのが第2の理由である。

第3に、日本の学校へ通わない児童生徒は、目標を失って素行不良な行動を取るケースがみられることがある。¹³⁾ 近年、静岡県の浜松市や群馬県の太田市などでポルトガル語やブラジルの教育を教える学校や私塾、託児所などがみられるようになってきたが、未だ限られた場所にしか設立されていない。そのような教育機関のないところでは、適切な教育を受けないままに放置される子どもや青年が存在する。彼等が各地の自宅にいながらブラジルの教育を受けられる通信教育は、教育機会と目標を与え、行動の改善にもつながる点で評価されるわけである。通信教育を続けるためには忍耐力や自己向上心が必要である。

この点で篠田カルロス進教授が、「教育助け合い運動」と称して日本の各地（10ヶ所）にブラジル教育センターとブラジル教育塾を設置し、子ども達が帰国後能力に応じた教育がスムーズに受けられるようする準備を手伝っていることは注目される。ブラジル教育センターでは、講演や会合を通して親や先生に子どもの教育・指導方法を指導する。またブラジル教育塾では、教育指導員が特定の教材（篠田/ペエリ・ドムス教育キット、ポジティイヴォ教育キット）を使って学習を指導し、ブラジル人児童生徒に学力を身につけさせようとしている。¹⁴⁾ 通信教育のみでは、直接指導が受けられない、人格的触れ合いが欠けているという弱点があるが、この教育助け合い運動はその点を補っていることで有意義な活動である。

以上述べたペルーのラ・ユニオン通信教育プログラム、ブラジルの通信教育「セテバン」の特色と意義を考察しまとめてみれば、次のようにいえるであろう。第1に特色として次の3点が指摘できよう。

①スペイン語、ポルトガル語、やペルー・ブラジルの歴史、地理などペルー・ブラジルで行われている教育を提供する。②受けた教育の修了資格が本国政府から公認され、学年進級、学校卒業、就職の際に有益である。③通信教育の継続に必要とされる忍耐力、自己改善力が培われ、素行不良に陥らなくなるという点である。第2に、その意義としては、次の4点があげられよう。①まず、帰国児童生徒の再適応を促進することである。通信教育は、在日ブラジル人・ペルー人児童生徒の母語力および学力を高めるとともに、帰国後学校教育や市民生活における困難性を除去し再適応を促すことになる。われわれが行ったペルー人・ブラジル人帰国児童生徒に対する調査においても通信教育を受けていたおかげで帰国後の適応がスムーズに行なったという回答がみられた。特にペルーの子どもに多かった。②日系ブラジル人・ペルー人の児童生徒に対し、ブラジル人・ペルー人のアイデンティティについて考える機会を与える。③学習目標が定まって生活が規則正しくなり、心理的に安定感を与え道徳性を高め素行がよくなる。④日系ブラジル人・ペルー人の異文化権を保障していく基盤となる、などである。

3. 日本におけるブラジル人学校・託児所、ポルトガル語学校、認定試験

(1) ブラジル人学校

1999年4月にブラジルの私立学校「ピタゴラス」が、群馬県太田市にブラジル人学校を開設した。同校は、学校法人ピタゴラス財団が設立しているもので、ブラジルの本校では3万2千人の生徒を有している。太田市のブラジル人学校は、「ピタゴラス太田校」と称し、日系ブラジル人の幼稚園児から小・中・高等生までを対象に、ブラジルにおける学校と同等レベルの教育を行っている。その教育はブラジルの文部省によって公認されているため、同校で受けた教育は帰国後もブラジルの学校同様に認められ、編入も可能となる。

開校の目的は、第1に、日本の学校へ通学していても日本語の壁や文化の相違から教科内容が理解できなかったり、学校生活に違和感を持ったりするブラジル人児童生徒の受け皿となること、第2に、ブラジル人児童生徒が帰国後、ブラジルの学校に編入してもポルトガル語が理解できず、ブラジルの学校文化についていけず不適応を起こすことがないように教育することとされている。¹⁵⁾

同校の児童生徒数は、開校時に32人、6月に70人であったが、11月には102人に増えた。その内訳は、幼稚園児40人、小学生54人、中学生（7～8年生）7人、高校生1人である。教員は、全部で10人であるが、日系ブラジル人の有資格教員が8人、ブラジルのピタゴラス本校から派遣された教員が2人いる。日本語教員も1人加わっている。

教育内容では、小学校に低学年からポルトガル語、算数/数学、理科、社会科、体育、英語を学ぶ。小学

校高学年・中学生・高校生になると社会科は、歴史、地理となる。これらの教科に加えて、幼稚園から日本語、小学校からは日本語と日本文化を教えることにしている。小学校低学年では、日本語が週に2時間、日本文化が1時間あるが、小学校高学年・中学校・高等学校では、日本文化が週2時間に増えている。このようにブラジルの教育への適応ばかりでなく、日本の生活への適応も考慮している。¹⁶⁾

月謝は、授業料が4万825円、それに教材費、給食費を入れると約6万円である。出稼ぎ家庭の親には負担が思いように思われる所以、この学校に子どもを就学させる親が継続して現れるか、気がかりな点である。

(2) ポルトガル語学校、託児所

浜松には、ブラジル人児童生徒にポルトガル語を教える学校や託児所が設立され、ポルトガル語を学習する児童生徒が増加している。1997年から「浜松ブラジル人学校」(Escola Brasileira de Hamamatsu) が、ベネディト・ヴィレラ・ガルシア氏によって設立された。小・中学生140人を対象に、月曜日から金曜日まで毎日午後1時半から5時半まで4時間ポルトガル語、算数・数学、社会科(歴史、地理)、理科、英語などを教えている。クラスと生徒数は、小学生1年生と2年生が各15人、2、3、4年生が各10人の6クラス、中学生は1年生から4年生まで、高校生は1年生から3年生まで各5~6人で5~7クラスで編成された。教員は7人であるが、少人数クラスのため個人指導に力を入れている。教科書は、ブラジルの私立学校ポズィティボのものを使用している。

こうした教科を教えるクラス以外に、土曜日の午後に小・中・高校生を対象にポルトガル語クラスを開設していた。訪問時には、生徒が全部で40人、1クラス10人のクラスが小学生2クラス、中学生と高校生のクラスがそれぞれ1クラスに分かれていた。このクラスに出席している児童生徒は、日本の学校に就学しており土曜日の午後のみポルトガル語を学習していた。

普通は、町の中心のビルで授業を行っているが、金曜日には、別の場所に設立された体育施設や運動場を使ってサッカー、バスケット、ピンポン等のスポーツやブランコ、シーソーなどの遊び、絵や工作なども楽しめるようにしている。授業料は、月額3万5千円であるが、学校への送迎がある場合は、1万円加わり4万5千円となる。生徒が2人の時は6万円である。¹⁷⁾

その他、自宅を開放して幼児及び児童用の託児所を設立し、ポルトガル語または算数や社会科のような教科を教えるところが出来ている。浜松市にはそのような託児所が10ヶ所以上みられるようになっている。いくつかの託児所のケースをみてみる。¹⁸⁾

チア・クララ託児所は、1991年日系ブラジル人園長によって設立され、幼稚園児から小学4年生までの幼児と児童を預かり保育と教育を行っている。1997年7月に筆者が訪問したときには、幼稚園児7人、小学生28人の計35人であった。小学生のうち13人は日本の公立小学校に通っているが、他の15人は通学していないかった。週5日制(月~金曜日)で、1日のコースは3部制になっていた。第1部は、午前10時から午後12時30分まで5歳~12歳の子ども11人が通っていた。彼等は、ほとんどが帰国予定者で日本の学校に就学していなかった。第2部は、午後14時30分から15時まで、小学生14人が来ていた。彼等は、午前中日本の小学校に通っていた。第3部は、10時から12時30分までと午後14時から17時までの1日フルコースである。3~4歳の幼児が2人と小学生6人がこのコースに属していた。これらの小学生達は、日本の学校に不適応を起こして通学しなくなった子どもであった。教育内容は、ポルトガル語(文字、文法、読み書き、作文)、算数、社会(地理、歴史、公民)、それに保健衛生である。月謝は4万円で、その中にランチ代、おやつ代も含まれている。

チア・スウェリサ託児所は、3人の日系ブラジル人主婦が世話をしているもので、1.5歳から8歳までの幼児、児童が8人(幼児6人、小学生2人)通っていた。ポルトガル語を教えた後遊戯をさせ、その後算数

を教えていた。普通、午前10時から午後5時まで子どもを預かる。月謝は、ランチ代、おやつ代を含めて3万5千円であるが、1歳半の幼児の場合は4万円にしている。

また、アモイ・イ・アルチ託児所は、1998年に開設し1歳から4歳までの幼児のみ14人を対象としていた。午前8時から午後5時30分まで幼児を預かっている。中には午前6時30分から午後7時30分まで預かる日もある。午後1時30分から3時までは昼寝の時間となっている。保育はポルトガル語で行い、文字も教える。ポルトガル語の「ABC」を習得した幼児には、日本語の「あいうえお」も教えている。その他、よく指導しているのは折り紙や張り紙である。1週に1度は簡単な楽器を持って来させて音楽指導も行っている。行事では、誕生会、母の日・父の日、ブラジル・日本の日（年2回）、クリスマスなどの祝祭日を設けている。月謝は朝早くから世話をすることもあって、送迎代を含めて4万5千円となっていた。

日本の幼稚園は、時間が厳しく17時以降園児は園内にとどまることが出来ないが、この託児所では、早朝から晩遅くまで幼児を預かるので、働いているブラジル人の親は好都合に思っている。

（3）補習課程の認定試験

ブラジルには初等・中等教育未修了の青年・成人を対象にした補習課程（スプレチーヴォ）があり、未履習の教科を一定期間学習して試験に合格すれば単位が認定され、規定の単位に達すると卒業資格が得られることになっている。この認定試験（プロヴァオン）が日本では1999年11月に東京ではじめて実施された。同試験に対し受験申請者が789人いて、実際の受験者は301人、欠席者は489人であった。受験者のうち第1レベル（小・中学校レベル）が110人、そのうち合格者が90人、不合格者は20人、第2レベル（高校レベル）は191人で、合格者は150人、不合格者は41人であった。¹⁹⁾

このような試験を受ける機会があれば、ブラジル人の児童生徒や青年達は、母国の教育を身近なものに感じ、それを受ける意欲を持つことになろう。

4. 母国の教育の意義

以上述べたペルーのラ・ユニオン通信教育プログラム、ブラジルの通信教育セテバン、それにブラジルの私立学校「ピタゴラス」、「浜松ブラジル人学校」、ポルトガル語クラス、託児所などにおける教育および補習課程の認定試験、いうなれば母国の教育は、ブラジル人児童生徒にとって、また日本の学校にとっていかなる意義を有しているのであろうか。そのことを考えてみたい。

（1）母国の教育の機会付与＝教育機会の保障

通信教育や各種学校設立の目的にも強調されていたことであるが、まず、日本に滞在するブラジル人、ペルー人の子どもに対し母国の教育を受ける機会を与えることである。彼等の知識・学力面ばかりではなく、文化面やアイデンティティ確立の面においても意義深いことである。特に近年、日本に滞在していても日本の学校に就学しない児童生徒が増加する傾向がみられる。彼等はいかなる教育も受けていないのである。母国の教育（認定試験を含む）を提供することは、彼等に教育の機会を保障することを意味している。

（2）帰国後における再適応の促進

日本における滞在期間が長くなったり、日本の学校や生活に適応してくると、母国へ帰国してから母国の学校や地域社会の生活に不適応を起こして問題児になるケースがみられる。母国の教育は、こうした不適応に陥ることを防ぐ点で意義を有する。特に、母語であるスペイン語やポルトガル語の能力を付けておくことは、帰国後の円滑な生活適応を促すことになる。通信教育を受けて帰国した児童生徒が、ペルー、ブラジルの学校へスムーズに編入でき再適応が首尾良くなされたという報告がある。

(3) 異文化権の保障

従来、外国人子弟が日本の学校に入ればその学校への適応を考えて日本人と同じように教育を受けることが強調されてきた。しかし、日本において生活し、日本文化を身につければ母国の文化やアイデンティティを失いかねない。ペルー人、ブラジル人等の外国人は、それぞれ母語を習得し、母国の文化を身につけ、母国のアイデンティティを持つ権利を有している。その権利を異文化権と称するならば、前述の母国での教育は異文化権を保障していく意義を有しているのである。

(4) 精神的、道徳的安定の促進

母国の教育を受けることが出来れば、なんらの教育を受けないことに比べれば、学習目標ならびに帰国後の教育目標が設定されることになり、それは児童生徒に心理的動搖を避け精神的安定を与えることにつながる。日本の学校で教育を受ければ、異文化の学校に対する適応が問題であり、帰国後のことにも心配になるが、母国の教育を受ければその心配が少なくなる。しかも、学習目標、生活目標を得ることになれば時間を浪費したり、非行に走ったりすることも少なくなり道徳的安定もたらすことになろう。

(5) 国際人の養成、異文化理解教育の促進

日本において母国の教育を受けるということは、日本と母国との両文化の影響を受けるということでもある。母国の教育を受けていた児童生徒の中には、日本の学校教育を受けている者と受けていない者がいたが、受けていない者も日本で生活する以上は、日本の生活・文化の影響を受けざるを得ない。中でも、日本の学校教育と母国の教育の両方を受ける児童生徒は、両国の教育・文化に接し、それらを理解する機会を持つことになる。現在のところ、日本語とポルトガル語またはスペイン語を使用するバイリンガル教育や日本とブラジル・スペイン間の相互理解を促す教育が意識的に、また積極的に行われているわけではないが、母国の教育はこうした国際教育を志向する教育であり、異文化の国家間や人々の相違を理解し、交流を促進する国際人の養成につながっていくものと思われる。また、このように異文化を身につけているブラジル人・ペルー人などの外国人児童生徒と日本人児童生徒が接することは、両者にとって異文化に直接触れ異文化を理解する絶機となり、彼等に対する異文化理解教育を促進することにもなるのである。

注

- 1) POMPILIO RAMITREZ LLIUYAJ（校長），“Conceptos Básicos de Programa de Educación La Unión”（ラ・ウニオン通信教育プログラムの基本理念）、ラ・ウニオン校、pp. 4～5、1999。
- 2) 同上 p. 6。
- 3) 同上 p. 7。
- 4) ラ・ウニオン校のヤギ・ラウラ氏の情報による。
- 5) 通信教育機関「ラ・ウニオン」の統計資料（1994～1999年）に基づく。
- 6) Carlos Shinoda, “Educação-Trabalhar no Japão e Estudar no Brasil” p.13, 1998, およびプロジェクト・セテバンのパンフ資料（ポルトガル語、1995年）に基づく。
- 7) 篠田カルロス進教授の説明による。
- 8) 篠田カルロス進、「プロジェクト・セテバン、創立4周年記念」pp. 4～5、1999年7月
- 9) 同上 p. 7。
- 10) 同上 p. 7、1999年7月、およびセテバン東京教育センターの報告による。
- 11) 文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状」p.29、平成12年1月。
- 12) 中村ミカエル（セテバン常務部長）、「通信教育で自分の夢・目的の実現に努める一在日ブラジル人子

弟の現況と進学』『国際人流、7月号 p.22、1999年7月。

13) 同上

14) 篠田カルロス進、「教育助け合い運動（PROJETO MUTIRÃO DE EDUCAÇÃO）」（パンフレット）。

15) ピタゴラス太田校の教諭の1999年12月における説明および配布資料に基づく。

16) 同上。

17) 浜松ブラジル人学校の校長、Prof Benedito Vilela Garciaの説明による。

18) 浜松市の各託児所の職員との1999年7月におけるインタビュー結果である。

19) セテパン東京教育センターの報告による。